

市街地再開発事業と地域社会

——宝塚市を事例として（続）——

山 本 剛 郎

I. はじめに

先に、再開発事業をめぐってI地区は揺れ動きながらもその組織を保持する方向に向かっていることをみてきた。それは、同地区がかなりまとまっているということを示すものであろうが、そのまとまりの状況をここでは先に触れられなかったI地区の各家が形成している諸集団、I地区と外部社会との関係を通して考える。これは、先の分析を補足するものである。

II. I地区の集団

1) 同族、親類集団

旧I村民はすべてI土地株式会社の株主である。株主が村民になる、といういい方のほうが正確かもしれない。彼らはどのような村内ネットワークを保持し、それを日常生活に活用しているのだろうか。そのネットワークのありかたを同族、親類の観点から、次いで地縁集団の観点から考えてみよう。

I土地株式会社の株主は現在90名、それが10の家姓に分かれている。1姓平均すると8-9株主（家）となるが、これを越えるのは4姓のみで、特定の姓に株主は集中している。最も多い姓は26株主を数える。これをまとめると表1の通りである。

同じ姓の家同士が同姓の故に何らかの集まりをもっているかといえば、そうではない。昔はつながりをもっていたのであろうが、いつ頃からそれがなくなったのかはわからない。本家分家関係が明確に認知されている場合でも、家としての付き

合いはほとんどないといってよい。多くの場合、本家分家関係は明確に認知されているが、その結びつきは緊密とはいいがたい。例えばA1の場合、平治郎から分かれた平五郎、平五郎の長男の寅蔵から分かれた糸吉、種蔵のそれぞれの子孫は互いに本分家の関係を認知しあっているが、だからといって、先祖祭祀をするため集まることはない。もっとも、これらの家は同じ伊勢講に属しているので、講のために他の講メンバーとともに会う機会が多い。他のほとんどの家の場合も大同小異である、といわれている。つまり、同族結合は強くなく、同族団はない、といってよい。

一族のなかでリーダーシップを強く発揮する家があったことは婚姻のありかたにも影響を与えていると考えられる。図1はI村の婚姻関係をみたものである。27家間の婚姻関係が図上で確認される。さらに図には示さなかったが、8家間の通婚が観察されている。長期的にみるとほんのひとこまにすぎないが、知りえた範囲の婚姻事例から見れば、村内の多くの家同士で婚姻関係がみられ、特定の家（姓）同士が強く結びついたり、逆に強く反発しあったり、ということはない。興味ある事例を挙げると、B3の場合、3-1から3-2へXが養子にゆき、その孫Yが3-2へ嫁いでいることが見て取れる。本分家の絆を婚姻を通して強固にしている一例である。C4とA11の間にも同様のことが観察される。しかし、一般的にいうと親類同士で強いつながりを持続しているケースや、また、リーダーシップを発揮して親類を一つの勢力にまとめあげているケースはないという。なお、家によって得られた情報やカバーしている時点に差があり、体系的に時間を区切ってまとめあげることができなかったが——これはこの種の調査に不可避免的なことではあるが——もしそ

表1 本家分家関係

I) A姓

() A姓

1. I家 平八 ———— 平治郎 ———— 太蔵 ———— 佐吉 ———— 秀一
 |
 |————— 寅蔵 ———— 卯之助 ———— 和作 ———— 良明
 |
 |————— 象吉 ———— 富蔵 ———— 作太郎
 |
 |————— 種蔵 ———— 万太郎 ———— 種三郎

2. ロ家 弥三郎 ———— 甚蔵 ———— (市太郎) ———— 夫
 |
 |————— 績
 |
 |————— 茂

3. ハ家 福蔵 ———— 三右エ門 ———— 豊松 ———— 英男
 |
 |————— 国蔵 ———— 徳太郎 ———— 清二

4. ニ家 清五郎 ———— 丑松 ———— 種蔵 ———— 清実(すえ)
 |
 |————— 安蔵 ———— 寅之助 ———— 政次

5. ホ家 宗五郎 ———— 熊蔵 ———— 嘉兵衛 ———— 宗緒 ———— 栄治
 |
 |————— 千秋

6. ヘ家 ———— 右エ門 ———— 新蔵 ———— 小右エ門 ———— 海市 ———— 喜守
 |
 |————— 万治郎 ———— 宇之松 ———— 卯市郎 ———— 敏夫 ———— 正敏
 |
 |————— 宏通 ———— 幸男

7. ト家 藤三郎 ———— 元蔵 ———— 藤吉 ———— 薫(他出)
 |
 |————— 重吉 ———— 芳松

8. チ家 太蔵 ———— (辰蔵) ———— 正夫 ———— 正 ———— 宏一

9. リ家 嘉エ門 ———— 藤三郎 ———— (真次郎) ———— 英嘉
 |
 |————— 良垣
 |
 |————— (正蔵)

10. ヌ家 ———— ———— ———— ———— ———— 他出

11. ル家 ———— ———— ———— ———— ———— 他出

他 5家 ———— ———— ———— ———— ———— 他出

II) В姓

1. 1家 善佐工門—(嘉藏)—善治—佳男(夫)

2. 口家 源藏—源吉—丑藏—源三郎—財治—俊雄
岩松—寅太郎—丈正
安藏(他出)

3. 八家
3-1 弥十郎—浅吉—(丑松)—光栄
茂吉—基藏—自德—正義
照喜代—茂行
德藏—広次
辰藏—敏夫

(ニ家)
3-2 伊三郎—(龜吉)—(芳松)—梅藏—周—育子
貢—達生

4. ホ家 仁三郎—種藏—勅藏—隆弘
長松—()—春茂

5. ヘ家 惣八—紋藏—常藏—昭夫
亥ノ助—隆司

6. ト家 常(通)藏—(新藏)—実

7. チ家 吉五郎—吉次郎—龜吉—吉太郎—健治
昭治
長三郎—忠勝
辰藏—信太郎

8. リ家　市三郎—(菊松)—(くま)—(あい)—五美(義夫)
 └─卯之松—市松—誠子
 └─慶子

9. ヌ家　新九郎—丑松—伊三郎—竹雄—市朗

10. ル家_____他出

III) C姓

1. イ家 中次郎——安吉——宗吉——幸男——宏治

2. ロ家 喜佐エ門——
 ├──喜重郎——竹藏——繁藏——建治
 └──宇之松——藤八——忠——和夫

3. ハ家 久治郎——浅吉——竹松——健二郎——栄男
 ├──友吉——卯一郎——久三
 └──卯之助——敏一

4. ニ家 安吉——松藏——しゅ（貞治）——栄治——智之
 └──久吉——（弥三郎）——喜一

5. ホ家 重三郎——重藏（福松）——福夫
 └──末吉——絶家

6. ヘ家 利七——定治郎——亀吉——幸七
 ├──末吉
 └──辰藏（他出）

7. ト家 久右エ門——久右エ門（絶家）
 ├──利三郎——徳藏——安太郎——英雄（A姓に養子）
 └──たつ——治三郎——啓次

8. チ家 五郎吉——丑松——梅吉——（ ）——昇（他出）

9. リ家 磯五郎——他出

10. ヌ家 佐治兵衛——絶家

11. ル家 清藏——絶家

丑松——絶家

なを——絶家

IV) D姓

1. イ家

- 吉三郎—寅藏—吉右エ門—勝太郎—務津子
 - 安太郎—(良太郎)
 - 義治
- 庄太郎(善兵衛家に養子)
- 喜兵衛—甚藏—喜兵衛—鉄造
 - ()—幸子
- 治平—定夫
- ()—光子
- 次郎吉—次郎右エ門—(鶴吉)—茂男
 - 英伸

2. ロ家 安吉——丑松——他出
猪之吉——(庄太郎)——磯次郎——稔
(吉右衛門家より)

V)E姓

イ家 本右エ門——本三郎——竹藏——伊太郎
伊兵衛——小三郎
松之吉(元次郎家に養子)
元次郎——(松之吉)——亀吉——競
松吉——千太郎——勲
光雄
芳松——浩二
正雄
寿

VI)F姓

忠次郎——忠右エ門——忠三郎——忠仁
忠清

VII)G姓

仁右エ門——丑松——げん——繁市

VIII)H姓

九一郎——力藏——いと——(良吉)
茂——秀晃

IX)I姓

惣右エ門——惣吉——新藏——宗右エ門——こゆき——長雄
宗太郎

X)J姓

1. ()——多良吉——(長松)——丑松——他出
多良吉
2. 太郎右エ門——太三郎——(多良吉)——捨太郎——満智子
1. より

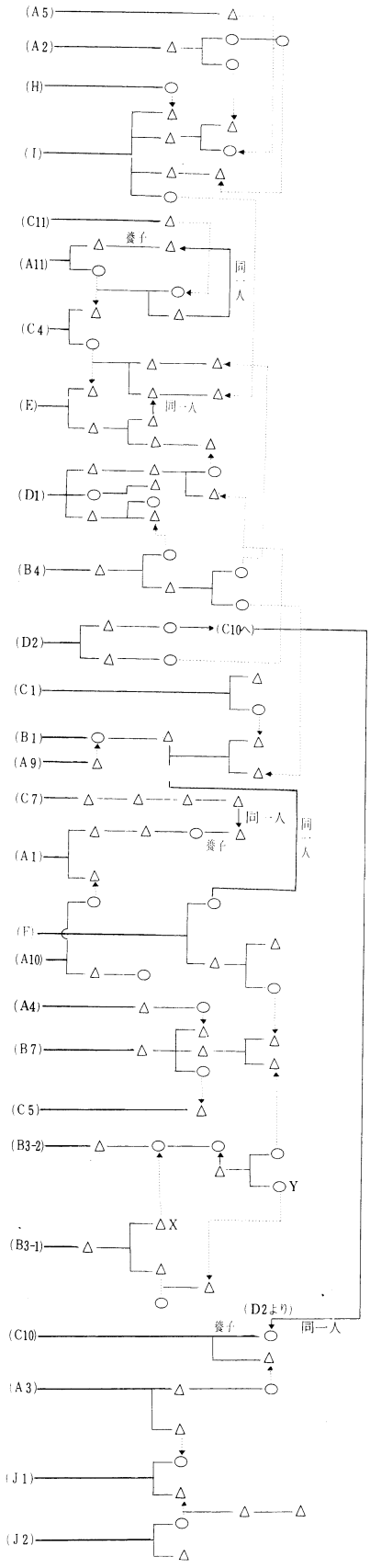
XI)K姓

甚右エ門——甚藏——種藏(絶家：明治年間)

XII)L姓

与治エ門——くま——政七——(他出)

図1 婚姻関係



れができれば、村内各家は互いに1つのチェーンで結ばれていることがわかることであろう。以上、村内の同姓家間や本分家間には緊密な関係は見られず、それらがインフォーマルな集団を形成していた痕跡も残っていない、また、親類間でも同様に結びつきは強くはなく、親類集団として村内に力を誇るようなものはない。しかし、不完全ではあるが婚姻事例から判断するかぎり、村内は一本にまとまっている感がある、といえる。では、村内の地縁的なつながりはどうであろうか。

2) 地縁集団

かつての五人組制度の名残りか、“うちをあそこ昔、同じ組内だった”という古老もいないわけではないが、一般にはそういう意識は薄く、組が現在の生活に関わり合っている痕跡は感じとれない。他方、浄土宗の家間では、同行組織という一種の地縁結合が葬式時（休憩所の提供等をおこなう）に見られるが、これは全員で組織されているわけではない。加えて、葬儀は最近では公益社を通してなされるし、また、自宅ではなく会館でなされることが多いので、同行組織を維持しておく必然性はなくなっており、衰退の傾向にある。

さて、村内で発生した、地縁集団と関わる若干の歴史的経過を見ることにしよう。

I) 明治15年頃（当時はI村と呼ばれていた）、村の共有山が10名の有力者の名義で登記され、その管理は総代を中心にしてなされていたことがある。その後、この共有山は、大正6年に設立されたI土地株式会社の管理に委ねられ、今日に至る。

II) 明治20年（当時もI村であった）、大阪に本社のあるH会社は温泉経営をしようと、I村内の炭酸泉の湧出する一角の借地を願い出た。その辺りはI村の共有地であったので、村では総代を中心に協議を重ね、7畝14歩を年12円50銭で賃貸することに決めた。阪鶴鉄道（後のJR福知山線）が開通しT駅が設置されたのは明治30年のことであり、したがって契約時には温泉利用客は近在のごく限られた人にすぎず、H会社の経営は苦しかったものと思われ、明治25年、同会社は解散せざるを得なかった。

III) 明治30年（I村は明治22年、周辺四村とR

村を形成。以後、昭和29年、宝塚町と合併し宝塚市に編入されるまで、R村内I村あるいはI地区と呼ばれる）、新たな借地の申し出が温泉持場組合よりなされた。総代と温泉持場組合との間で、先の地所のうち6畝については売買契約が、炭酸泉の湧出する泉源については永代借地契約が交わされた。さらに両者の間で明治33年、泉源地に地上権設定の契約が結ばれた。その後も紆余曲折を経ながら契約の更新は続き、今日ではI土地株式会社がホテルと契約を交わしている。

IV) 大正2年、旧I村は国からR村を経て土地の無料払下げを受ける。その土地は、I内で独立して一戸を構える戸主全員（上述の総代を選出する母体であり、土地株式会社が設立される際の構成メンバー）に帰するものとされ、登記は4人の有力者の名義でなされた。そして、この土地は土地株式会社ではなく部落会の管理下におかれたままであった。しかし、その後、この土地の管理は、昭和20年代中頃、旧I村民だけから成る財産管理委員会に受け継がれる。戦後、部落会・町内会制度が廃止になったので、先の土地を管理する目的でこの委員会が新設されたのである。その後、財産管理委員会は、管理していた土地を昭和47年、I土地株式会社に売却し、解散した。その代金は年賦で支払われ、今日も継続しており、支払いが終了するまで財産管理清算委員会が新たに設けられている。

V) 明治30年の阪鶴鉄道の開通、同43年の箕面有馬電気軌道（後の阪急電車）の営業開始は旧I村内の泉源のある一角を一変させた。その周辺は温泉場として、また、大正2年開演の少女歌劇を中心とする娯楽場として、さらには、旅館、料亭、みやげもの屋の林立する一角として賑わいをみせる。やがて商人も多く移り住み、住宅が立ち始めた。そこは、同じ旧I村とはいいながら、村民の住む中心部とは趣をきわめて異にする所となった。景観上さらには生活様式の点でも異質であったので、そして、なによりも旧I村の財産を守るため、この辺りをT地区として旧I村から分離させることになる。それは、両者が分離しないことには、旧I村民だけで従来持っていた諸々の権利が、人数的に勝るT地区の住民と共有するはめになるのではないか、という不安・不合理感からで

あった。大正4年、流入層の代表とIの代表（区長ほか数名）はR村の村長立会いの下で協定書を取り交わす。それは、以前から有する旧I村の権利は従来通り旧I村に帰する、とするものであった。村民は個人の利害を離れて、この地区分離問題について度重なる協議を開いたのである。

VI）大正11年、T鋼索鉄道会社とI土地株式会社との間で土地の仮賃貸契約が結ばれた。同鉄道会社は、I土地株式会社所有の共有山3-5万坪を借り受け、そこに鋼索鉄道を敷設し、大遊園地と住宅地を建設する計画を立案した。この計画は途中で頓挫したのだが、そこに到るまでに、かなり長期にわたってI土地株式会社の役員は村民の意見を採り入れながら、鉄道会社と接触を続け、会合を持ったものである。

以上の事実から種々のことが指摘できるであろうか、ここでは次の2点に絞って考える。第1は地縁集団としての部落会と土地株式会社との関連についてであり、第2は土地株式会社の組織の維持に関する問題である。

Ⅲ. 部落会と土地株式会社との関連

Ⅱ-2）より、旧I村は大都市の周辺に立地しているので、村内の多数の土地は外部の実業家にとって魅力的な開発資源に映り、その結果、旧I村は早くから都市化、外部経済の影響を強く受けていたことがわかる。こうした状況のなかで、部落会はどのように機能していたのであろうか。

1) 部落会とI土地株式会社

Iには多くの共有地があり、それらは有力者名義で登記され、管理・運営はIの長（総代、区長、部落長とその役職名は時代とともに変わる）にまかされてきた。これは、総代を中心とする村の会合（明治22年以前）や区会・部落会（明治22年以後）がうまく機能していたことを予想させるものである。しかし、Iにはそれらに関する資料はほとんど見当たらない。どうしてなのであろうか。それは、I村民がある時期以降、区会や部落会を重要なものと認識しなくなったので、その管理に関心を示さなくなったからであろうと思われる。どうしてそれらを重要なものと認識しなくなった

のであろうか。以下、若干考えてみよう。

温泉による観光開発や鉄道の敷設等都市化の影響は、I村の納税者名簿にも端的に表れ、村外居住の納税者（村内の土地を所有する、村外居住者）をかなり輩出した。明治26年、21名、同44年、約50名である。注目すべきは、隣村ではなく大阪市在住の納税者が多いこと、山林や田畑ではなく宅地の所有者が多いことである。大阪市在住者は、明治26年には約2町の宅地に、村内の最高納税者の2.5倍にあたる65円を、明治44年には136円（当時の宅地所有面積は不明である）を課税された。明治26年当時、村外居住の宅地所有者はこの大阪市在住者のみであった。しかし、明治44年には村外から移り住んだ宅地納税者は70余名に増大した。これら流入者が部落会に加入していたかどうかはともかく、部落会はこれら流入者とI村民との利害の調整のため、重要な役割を演じていたことと思われる。したがって、流入者がある範囲内に留まっている間は、I村民にとって部落会は、重要なものと位置づけられたことであろう。しかし、流入者が一定限度を越えると、利害の対立は徐々に表面化し、その結果、自己の利害（先祖から受け継いだ財産）を守るため、先に見たようにI村民は流入者の一角をT地区として、Iから独立させることになる。そうすることによって、若干の流入者は続くとしても（戦後、財産管理委員会が発足したのは、増大した流入者を加えないで、地元層のみで土地管理をするためである。部落会不在のもとで財産がウヤムヤに管理・運営されることになるのを危惧したからである）、利害の対立を生む異質な部分は取り除かれたのである。

加えて、大正7年、同じ趣旨で、土地株式会社が創設される。T地区への大量の人口の流入、それに伴うT地区の旧I村からの分離、さらにはT区からI区への人口移動等が実はI土地株式会社の設立に拍車をかけたと思われる。外部からの流入人口に土地を分け与えたのは旧I村民であることはいうまでもない。これは、村内の土地が少しずつ蚕食されていることを意味している。旧I村民が個別に、あるいは共同で、所有する山林、田畑がやがては大阪資本の手に渡ってしまうのではないかと危惧する一部村内有力者がいても不

思議ではない。こうした外部からの刺激に直面し、村に禍根を残すことのないように種々の配慮がなされ、家間の結束以上に強固なものとして、土地株式会社が設立されたわけである。これはIの地元層のみによる組織である。それは、村内に多数ある財産を個人に分割せずに、村の共有として維持し続けることを可能にする、財産管理会社である。多くの村有財産がありながら、それを個人に分割することによって村の統一が崩れたという話は枚挙にいとまがない。しかし、Iの場合、会社を設立することにより先祖からの財産を守り、そうしたなかで村の団結、村民のまとまりを図ろうとしたのである。そして、会社設立以後は、村内外の問題はすべて会社の役員を中心に処理されることになる（部落会の資料がないことから、そのように判断せざるを得ない面もあるのだが）。そういう伝統がIに受け継がれていたことが、再開発事業に際して村民に統一ある行動を採らせたのであろう。I土地株式会社は、村ぐるみの組織であるので、逆に家間・同族間・親類間の関係を弱めていることも事実である。以上、強調すべきは、流入者の急激な増加がIからT区の分離を生み、さらに、それが今度はI土地株式会社の創設をもたらした、ということである。会社の創設は、これまで成文化されていなかった共有財産の

管理のありかたに閉鎖的な規制のシステムを導入させ、さらには、今後予想される外部からの多数の流入者に備えた、村内生活全般にわたる指針を与えるものとなった、と言える。村民が部落会への関心を失う理由がここにある。以後、I土地株式会社がI村での唯一重要な地縁集団となる。

2) I土地株式会社と集団加入

村内には講や水利組合、農会などあらゆるレヴェルの生活・生産に関わる集団がある。しかし、それらの集団のメンバーになるためには土地株式会社の株式を取得せねばならない。つまり、株主の資格を得てはじめてそれらの集団への加入が承認されるのである。I土地株式会社の総会で村落生活全般が話し合われる所以がここにあり、さらに同会社が村内唯一の地縁集団といわれる所以である。したがって、株主数とこれら集団の構成員数とは当初、一致していた。

しかし、両者の対応は時代とともに変化する。両者の関係を株式の取得時期にわけて整理してみよう。詳細は表2―表4の通りである。株式の取得時期が新しくなるにつれて、集団加入は低下していることがわかる。すなわち、財産管理精算委員会（先述の財産管理委員会が発展的に解消して再組織されたもの）での権利の大きさが10である

表 2 村内の各種集団

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
A	姓	18	15	23	19	21	6	12	17	16
B	姓	11	11	26	18	20	10	14	15	19
C	姓	14	11	13	11	12	2	10	7	10
D	姓	5	6	10	8	8	3	6	4	6
E	姓	3	4	8	5	5	3	5	4	5
J	姓	2	1	1	1	1	1	1	1	1
H	姓	1	1	2	2	2	1	1	2	2
F	姓	1	1	2	1	1	0	1	1	1
G	姓	1	1	1	1	1	1	1	1	1
I	姓	1	1	2	2	2	0	1	0	1
K	姓	1	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	姓	19		0	0	0	0	0	0	0
他出		11		0	0	0	0	0	0	0
合計		88	53	88	68	73	27	52	52	62

(伊勢講 2)

90

家数は87

イ：明治20年家数 ロ：大正6年株主数 ハ：平成2年株主数 ニ：農事実行組合員数
ホ：財産管理委員会メンバー ヘ：農会メンバー ト：伊勢構メンバー
チ：アタゴ講メンバー リ：宮講メンバー

株主――大正6年以前からの居住者――のなかでも農会をはじめ、他の集団に加入していない者がいないわけではない。しかし、10以下の権利者（家）に比べると彼らの集団加入状況はきわめて高い。他方、財産管理精算委員会での権利の大きさが3以下の者、つまり、昭和30年代以降に株主になった者（合計21名）で、農事実行組合への加入者は2名、講についても同じことが言え、宮講やアタゴ講への加入者は2名、伊勢講の場合には皆無である（表4参照）。これはどうしてなのであるうか。

現株主の先代や先々代が株式を取得した頃には、先述のように株主になることによって村内各種の集団への加入の権利を得ることができた。株主は喜んでそれらの集団の構成員になった。むしろ当時は株式の取得は、それら集団の構成員になるための手段であった。農業関係の集団に加入できないことには、そして、講に入れないことには一戸前として村内で生活することはできなかったからである。換言すると、村内で生活ができるためには村内の各種集団のメンバーに加えてもらわねばならず、そのためには株式の取得が必須であったわけである。しかし、都市化の進展とともに農業のウェイトが低下し、専業農家の減少、やがて第二種兼業農家の増大、そして脱農が当然のように考えられる状況になるにつれ、農会からの、さらには農業や村内行事と関わっていた各種集団からの脱会が相次ぎ、今日に至るわけである。つ

まり、脱農以降、彼らの村内各種集団離れが始まったと言える。他方、権利の大きさが3以下の、つまり昭和30年代以降（脱農の開始以降）の株主の場合、集団への加入が少ないのは、新株主が加入を拒否する、旧株主が新株主の未加入を黙認する、旧株主が新規の加入を認めないという事情による。宮講や農事実行組合は前二者の例であり、伊勢講は後者の例である。宮講については、昭和30年代以降、しばらく講への不参加を大目にみる風潮があったので、未加入者が後を絶たなかった。その反動として、再開発事業を契機に本来のように株主は、講員でなければならないというふうな動きが会社役員を中心に起こっている。同様に農事実行組合の場合も、村内での農業の役割が低下するにつれ、この組織が大きな意味を持たなくなってきたこともあって、新規の株主に組合への加入を呼び掛けることをしていない。もっとも、農事実行組合、あるいはそれと裏腹の関係にある水利組合が、全く今日機能していないかといえそうではなく、借地料・補償金による潤沢な財源を基に親睦・村内融和に大きな役割を担っている。これらについては先に触れた通りである。逆に、伊勢講の場合には講田が再開発に絡んでいたこともあって、講への関心は高く、加入希望者が殺到したが、各講とも増員を認めない方向にある。以上、昭和30年代以降の株主にとっては、株主になることが目的なのである。株主の資格を得て、講の構成員になり、さらに農業関係の集団に

表 3 財産管理委員会による権利の区分

大正6年以前よりの居住者	10の権利を付与
大正8年－昭和19年末の間の株の取得者	7の権利を付与
昭和20年－昭和29年末の間の株の取得者	5の権利を付与
昭和30年－昭和39年末の間の株の取得者	3の権利を付与
昭和40年－昭和45年末の間の株の取得者	1の権利を付与

表 4 講・農業団体加入と財産管理精算委員会の権利との関係

	加入（未加入）					
	宮講	伊勢講	アタゴ講	農事実行組合	農会	総計
権利10	51(1)	47(5)	43(9)	51(1)	辞退	22(30)
7	8(2)	5(5)	6(4)	10(0)	2(8)	10
5	1(4)	0(5)	1(4)	5(0)	1(4)	5
3	1(2)	0(3)	0(3)	2(1)	1(2)	3
1	1(2)	0(3)	2(1)	0(3)	0(3)	3
0	0(15)	0(15)	0(15)	0(15)	1(14)	15
計	62(26)	52(36)	52(36)	68(20)	27(61)	88

加入するという、そういう生活・生産上の必然性はなくなってきたからである。その結果、株主と村内の各種集団への加入との間に乖離が生じているわけである。それは、村が周囲の変化に適応している証拠である。そうした状況のなかで土地株式会社はその機能を変化させつつも求心的な力の維持をはかっているといえよう。

農業中心の時期には村民は農業上の権利を得るため株式を取得した。しかし、都市化の一層の展開とともに、株式は農業から離れて、それ自身で意味（価値）を持ち始めた。かつては株主は、多くの村内の集団に結果として加入したが、今日では株主と集団所属との有機的関係はなくなった。それは株主として果たすべき義務が疎かになりがちであることを意味する。こうした折り再開発事業が始まり、株式の権利の価値が倍加したことをテコに土地会社幹部は、風化しつつある義務――その最大は宮講やお塔の行事への積極的参加――の見直しを図っている。会社への関心が増し、それが会社への求心力を今はかつてないほど高くしているからである。しかし、これは今回が初めてではない。Ⅱ-2) で見たように、Ⅰには何度か村民にとって重大な問題が起こった。それを各家、姓、一統、組など血縁・地縁を越えて全村民という枠でうまく処理してきたのである。そして処理できるにはそれなりの理由があったはずである。

それを次に考える。

Ⅳ. 土地株式会社の組織の維持に関する問題

この問題は、Ⅱ-2) で指摘した第2の問題にはかならない。つまり、有能な指導者の下で作られた共同組織が上手く運営・維持され、その結果、Ⅰが外部社会からのインパクトに適応してきた、その理由を考えることである。明治期の納税額と土地株式会社役員表とを用いて、役員の選別の観点からこれを考察することにしよう。

1) 役員と納税額

明治26年と明治44年の2時点における、田畑に課された地租をまとめると表5―表7の通りである。これから次のことが指摘できよう。

Ⅰ) 明治26年の村内在住者の最高の納税額は24円弱、最低は1円未満、同44年のそれらは、それぞれ44円、1円未満である。納税額の開差が大きくなっていることがわかる。しかし、全体的に2時点と比較すると、1円未満の納税者の減少、逆に10円以上のその増加がみてとれる。判別し得た限りで個々の家についてみると、納税額の上昇が14家、低下が7家、無変化が15家である。もっとも、2時点間の貨幣価値の変化による影響はこ

表 5 納税額

	明治26年	明治44年
1 円 未 満	9	6
1―2 円未満	9	9
2―5 円未満	13	9
5―10円未満	10	10
10 円 以 上	12	18

表 7 納税額の変化

明治44年納税額	上昇	無変化	低下	計
1 円 未 満		2	3	5
1―2 円未満	2	2	3	7
2―5 円未満	3	4	1	8
5―10円未満	3	1	0	4
10 円 以 上	6	6	0	12
計	14	15	7	36

(基準は明治44年)

表 6 明治26年の家姓別納税額

	1 円未満	1―2 円未満	2―5 円未満	5―10円未満	10円以上	計
A 姓	4 (3)	3 (3)	2 (2)	3 (1)	3 (5)	15 (14)
B 姓	1 (0)	2 (2)	1 (0)	2 (3)	4 (6)	10 (11)
C 姓	1 (2)	3 (3)	4 (2)	2 (3)	2 (3)	12 (13)
D 姓	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	2 (3)
E 姓	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (1)	3 (4)
その他姓	3 (1)	1 (0)	3 (3)	2 (1)	2 (2)	11 (7)
計	9 (6)	9 (9)	13 (9)	10 (10)	12 (18)	53 (52)

(カッコ内は明治44年)

こでは考慮されていないので、参考の域を出るものではない。

Ⅱ) 共有名義となっている土地が6例ある。明治26年の場合、そのうち1例は10名の、残りの5例は2-4名の、共有である。前者は山林で、これが後にI土地株式会社の管理の対象となる村山である。10名のうち6名の納税額は10円以上、2名は5-10円未満である。後者の5例のうち4例は伊勢講などの講田の共同所有であり、その名義人は合計すると12名となるが、そのうち8名は先の村山の名義人と同一人である。そして残りの4名のうち2名は10円以上の高額納税者である。後者の最後の1例は女性によるもので観音講の共有田と思われる。なお、村山は先述のように、明治初年には53名の村民にほぼ均等に分筆されていたが、明治15年頃、村の世話人10名の名義で登録しなおされ、総代の管理の下に置かれていたものである。これら共同名義人は誰がなっても構わないのであるが、特定の人に集中していること、かれらの納税額がかなり高いこと、を考慮すると、名義人はやはり当時の村の代表者と解することができようか。土地を売る者、売らざるを得なかった者、貸す者、貸さざるを得なかった者、それで得をした者、損をした者等々個人の階層上の移動

は、都市化の進展の早かったIにおいては、かなりあったと思われる。そうしたなかで安定した家から指導層は選ばれたものと考えられる。なお、村外の者と土地の取引をする際には、たとえそれが個人所有の土地であっても、村の同意をえるケースが多いが、古老に聞かざりこの村ではそのような手続きはほとんどとられなかった、という。これも都市化の影響と言えようか。

Ⅲ) 以上、明治期の納税額を基に考える限り、村内には階層上の開きが認められ、上層部が村山、講田などの共同名義人として村の指導層を形成していたといえる。

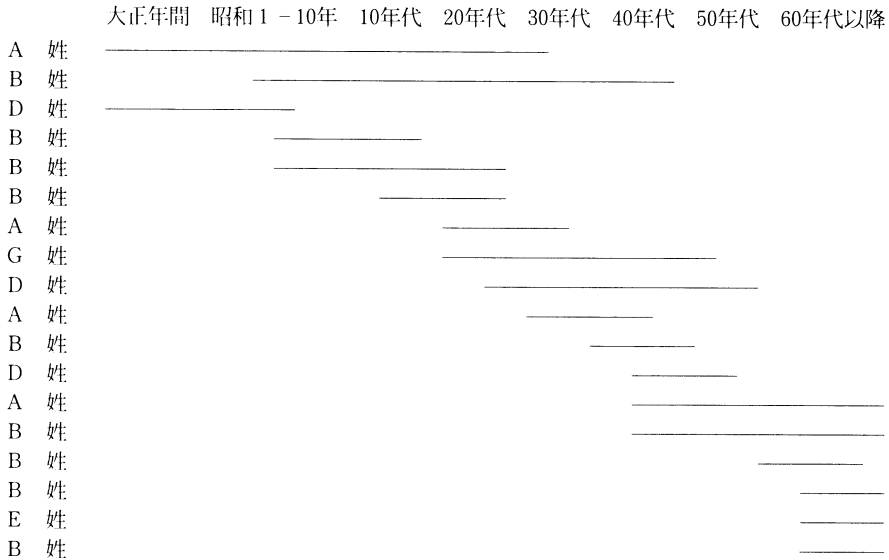
2) 土地株式会社役員を選出

次に土地株式会社の役員の観点からI村の指導層を考えてみよう。I土地株式会社には村内の住民間の調和をはかるといふ仕事と村外の諸々の集団・機関との交渉という2大任務がある。とりわけ、社長は後者の仕事を第1とした。大都市周辺に立地する土地を所有しているが故に、電灯の普及に不可欠の送電線の敷設、電車の敷設に伴う用地の買収、泉源の地代等々を巡って交渉は絶えることはなかった。交渉次第で会社に入金される額が違ってくるので、自然に能力のある人物が選ば

表 8 歴代社長

代	家姓	期 間	備 考
1代目	D	大正8-9年	5代目と同一人物。
2代目	A	大正10年	納税額10円以上。
3代目	C	大正11-昭和16年	納税額10円以上。
4代目	A	昭和17-18年	6代目と同一人物。納税額10円以上。
5代目	D	昭和19-20年	1代目と同一人物。
6代目	A	昭和21-22年	4代目と同一人物。納税額10円以上。
7代目	D	昭和23-24年	16代目の親。
8代目	B	昭和25-26年	20代目の本家
9代目	B	昭和27年	
10代目	A	昭和28-29年	
11代目	D	昭和30-31年	
12代目	A	昭和32-35年	17代目の孫分家。
13代目	B	昭和36-39年	
14代目	A	昭和40-43年	
15代目	C	昭和44-45年	
16代目	D	昭和46-47年	7代目の子供。18代目と同一人物。
17代目	A	昭和48-51年	12代目の本家
18代目	D	昭和52-53年	16代目と同一人物。
19代目	H	昭和54-55年	
20代目	B	昭和56-57年	8代目の分家。
21代目	B	昭和58-今日	

図2 役員



注) 各記号については表1を参照

れることになる。歴代社長をまとめると表8のようになる。次のことが指摘できよう。

I) 先の共同名義人を出している家筋を含め、若干の広がりを示しながら社長が選出されている。先にみた納税額は明治期のものであり、この社長は大正中期以降のことであり、その間にI村ひいてはI村民に経済上の変動があったことは確かである。すなわち、T地区内所有の土地を売る、そこで新たに非農業的仕事に従事する等々I住民はかなり流動的であった。しかし今のところ資料不足のため、それが、社長選出にどう結果したかは不明である。しかし、外部経済は社長をはじめ役員を選出の原理に影響を与えていることは確かである。

II) すなわち、明治期の世話人(指導層)が経済階層の上層部から主に選ばれていたとするなら、大正期以降の役員は一方では能力主義に基づいて、他方では平等主義に基づいて選ばれている。

III) 前者の原理に基づく結果、特定の者がきわめて長期にわたって役職者として留まることになる。時点をだぶらせながら、時には独裁になることを避けるため複数の有能な者を配しながら、である(図2参照)。

IV) 他方、多くの他の株主からの不満を解消す

るため、多くの株主を役員に迎える努力もなされている。彼らは、もし有能であることがわかれば、長期に役職者に留まる候補者である。もしそうでなければ、一期で役を下りることになる。しかし、一度役員を経験することで、彼らは役員の難しさ・自らの不適任さ・長期経験者の有能さを知り、有能者の長期にわたる就任に納得する。つまり、平等主義は能力を備えた者を選別する機能を果たし、選ばれたものは能力に基づいて長期にわたって役職を就くことになる。

V) もっとも、長期に役職者として留まるということは、ある程度の経済的安定が保たれている、ということの意味する。家計が不安定であれば留任は許されないからである。したがってここでの能力主義はある程度の経済的安定に裏打ちされたものである。

VI) 家ごとの役職者数、その在任期間数をみると、差が認められる。しかし、同姓家同士、また本家・分家が結託して役員選出に臨んだりして、意図的にそうなったのではないから、この差異の存在を気に留める風は村民間に感じとれない。つまり、この差異が同姓家同士、異姓家間、また本家・分家間の親密さや対立の結果であったり、あるいはそれらの原因となったりすることはない。

VII) 多くの人の話を総合すると、村の家はいわ

ばドングリの背くらべ的で、特に一目置くような家は今はない、という。特定の家が役職を独占することもなければ、階層上きわめて高い家があったわけではない。明治期には階層差はなかったとはいえないが、それも各人の努力次第で手の届く範囲での差であった。したがって、階層差が意識されることはほとんどなかったと言える。こうしたフラットな関係がみられたので、大正期に全員が同数の株式を所有する、土地株式会社を誕生させることができ、また、能力主義に基づく指導体制が採れたのである。そして、これが組織存続の大きな要因である。

Ⅷ) 最後に、参考までに役職者と所有株式数との関係を見ておこう。役職就任時期の株式数と比較すべきであるが、それは不可能なので便宜的に今日の株式数で代用することにする。まず、株主の所有株式数の状況をみよう。財産管理精算委員会で10の権利を持つ株主（大正6年からの株主）が所有している株数は数十年の間にどの程度変化したのであろうか。表9の通りである。ある家は他出する家――株主は村内居住者に限られる――から持ち株を買取り、ある家は分家――村内で一戸前としての付き合いをするためには株の取得が不可欠――に分け与えたため、当初の平均持ち株(21)を上下している。56%の株主は持ち株を増やし、44%は減少させた。しかし、一般に彼らの持ち株は多い。平均持ち株以上の株主は30名いるが、そのうち29名が彼らである。他方、表10によると、彼らのうち6名は5株未満の株主である。表示はしなかったが、全体的にみると5株未満の株主は30名と多く、全株主の4割近くに達する。その多くは財産管理精算委員会での権利の大きさが5以下の者である。つまり、最近の株取得者の株数はきわめて少ないわけである。これは、株式が特定の者に集中せず、分散していることを意味すると同時に、先述のように、集団加入をしない株主を多く生み出していることを意味している。さて、役職者と持ち株数との関係をみると、役職者の株式数は平均より多い。しかし平均より少ないケースもあるが、これは、彼らが分家を出し、分家に分け与えたからである。それを差し引いて考えると、役職者と株式数との間には高い関連があると言える。財産管理精算委員会での権利の大きさと

役職者との関係については、10の権利を持つ株主に役職者が多く、しかも彼らは分家を持っているケースが多い。このようにみてくると、役職者は古い家筋から選ばれていることがわかる。しかし、それは結果であり、原因ではない。

表9 株主と財産管理精算委員会の権利との関係

	21株以上の株主	21株未満の株主	計
権利10	29	23	52
7	0	10	10
5	1	4	5
3	0	3	3
1	0	3	3
0	0	15	15
計	30	58	88

表10 権利10の家の持株数

5未満	6
6-10	2
11-15	2
16-20	13
21以上	29
計	52

IX) 以上、社長以外の役員は、一方で短期に代わる役員と、他方で長期に渡る役員に2分される。先述のように前者は村の和・団結のために、後者は村の繁栄・発展のために不可欠なのである。いずれか一方のみでは村は内的・外的変化に対応できず、両者の調和のなかでIの今日はある。生活の知恵としてこの方法がいつの間にか採り入れられ、定着したものと思われる。先に模式的に後者の役職者を図示したが、どの時期にも能力本位で選ばれた長期の役職者がいることがわかる。とりわけ、戦後は各年代に2-3人の長期役職者を生み出している。そして、最近は、かなり意識的に育成しているのではないかと考えられる。現在で21代を数える社長については、特定の人物が長期にわたったり、また、特定の人物が二度、三度と役を引き受けていることがわかる。親から子へというふうに属性中心的に決まる役職がないわけではないが――共同墓地の世話人、水利組合長――社長職の場合は能力本位で選択がなされている証拠である。

V. おわりに

以上、I地区は一種の地縁集団である土地株式会社を中心にまとまっていることをみてきた。土地株式会社は経済的機能を果たすと同時に社会的統合機能を果たす集団でもある。親類や同族あるいは他の地縁集団が発展する余地がないほどに土地株式会社が村内を取り仕切ってきた。もっとも、その機能は徐々に低下気味であり、再開発事業を契機に復権が図られている。また、土地株式会社を中心にまとまっているということは、そこでの関係がフラットで、家間には何の階層差も認められない、ということではない。もっとも、それは強いものではないが。そして、特定の家に集中することなく、能力主義に基づいてリーダーシップのある指導者が役員として長く留まる仕組みが定着している。これが、会社を存続させ、外部社会の変化にIを適応させている大きな要因の一つである。

今日は農業集落ではなくなっているが——かつて農業集落であったことの痕跡は残存している集団を通して認められる——集落としてのまとまりを保ち、家の継承を続け、さらには先祖から継承した財産を維持できているのも土地株式会社に依るところ大である。

同じ宝塚市内の旧N村（明治22年以後は西谷村内のN村）は、昭和47年、旧N村民のみをメンバーとする、N土地有限会社を発足させた。共有財産を守るためである。昭和40年代前半に、同村内で50—60戸の宅地開発がなされ、かなりの流入者があった。大正期のI村と状況が似ている。I土地株式会社は過去のものではない。なおしばらくその動きを見守りたい。

最後に共有財産（入会財産）と財産区財産との関連について一言しておこう。両者の関連は次のように整理することができる（参考文献7）19—20頁）。

（1）旧町村制下で入会財産としての実質をのこしたままでみずから法形式的に財産区財産に転化させ、部落有林野統一政策には反対し統一を拒否し、明治の町村制以来今日まで財産区としての

形態を維持しているもの（実質入会、形式旧財産区）。

（2）旧町村制が制定されても財産区財産に転化させず、実質、形態とも変化のないまま、部落有財産と称され、部落有林野統一に際しても統一されず、故に現在においても部落有であるもの（純粹入会）。

（3）部落有林野統一政策には反対したが、拒否しえず、形式的には市町村有になったが、入会財産として実質を残すという妥協を強いられた。当時市町村有となったものが、実態はそのまま戦後の町村合併に際し新財産区有に切り換えられたもの（形式新財産区、実質入会）。

（4）部落有林野統一政策の過程で、あるいはその後の変化で、実質的に入会権が解体し、入会財産でなくなり、公有財産に転化したもの（純粹財産区）。

これに即していえば、I土地株式会社およびN村土地有限会社は、（2）が法人化したものであると、考えることができる。

〔謝辞〕資料の収集・整理・点検などで種々お世話を下さいましたI村の田中和作氏にお礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 山本剛郎、「市街地再開発事業と地域社会——宝塚を事例として——」、関西学院大学社会学部紀要64号、1991年。
- 2) 宝塚市、「宝塚市史」、3巻、昭和52年、6巻、54年。
- 3) 伊そ志村、「土地所有者名寄帳」、明治26年。
- 4) 伊そ志村区長、「協議費徴収補助簿」、明治44年。
- 5) 土地株式会社役員、「歴代社長、役員表メモ」、その都度書き記したもの。
- 6) 土地株式会社会所蔵の各種資料。
- 7) 渡辺洋三編著 入会と財産区、勁草書房、1974年。